

大井町有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、有害鳥獣防護柵設置事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することによって、有害鳥獣による農産物の被害の防除を図るため、大井町補助金交付規則（平成15年大井町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、有害鳥獣防護柵設置事業とは、有害鳥獣の侵入を防ぐための防護柵（木柵、電気柵、トタン板、有刺鉄線、網等）及び関連資材（支柱、ゲートグリッパ、ソーラーパネル、バッテリー、接続用コード等）を農地等に設置する事業をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、町税等を滞納していない者であって、町内において農産物を生産する農業者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる有害鳥獣防護柵設置事業は、農産物を生産する農地であって、有害鳥獣の侵入防止に有効な防護柵を1か所あたり50メートル以上設置する場合とする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、事業に要する経費のうち、1メートル当たり500円を限度とする。この場合において、補助の対象となる経費は、防護柵（門扉等関連資材を含む。）の購入費とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 有害鳥獣防護柵設置事業の実施箇所が分かる図面
- （2） 見積書の写し
- （3） その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一箇所において1回までを限度とする。但し、既に有害鳥獣の侵入防止に有効な防護柵を設置している箇所において、自然災害や経年劣化による破損等で、有害鳥獣による農作物の被害が防除できないと判断される場合においても対象とする。

（交付決定通知書）

第7条 町長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が第6条の申請の内容を変更しようとするときは、有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付変更承認申請書(第3号様式)に同条第1項各号に掲げる書類のうち変更後の内容が分かる書類を添えて、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付変更承認書(第4号様式)により、申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 完成時の写真

(2) 領収書又は請求書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付確定通知書)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された時は、報告書及び添付書類を審査の上、有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付確定通知書(第6号様式)により補助金の交付の決定を受けた者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、有害鳥獣防護柵設置事業費補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けた者があると認めるときは、該当補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。